

令和 8 年(2026) 8 月 1 0 日

出雲市長 飯 塚 俊 之 様

出雲市新たな観光財源検討委員会

委員長 奥谷 健

新たな観光財源のあり方に関する検討について（答申）

出雲市の観光振興のための新たな安定財源の導入について、令和 7 年(2025) 7 月 3 0 日付け観光第 271 号で本委員会に諮問され、検討を重ねてきた結果について、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

ア 観光振興のための新たな観光財源の必要性

出雲市が出雲市観光基本計画に基づき更なる観光振興を図るには、そのために必要な経費を賄うに足る新たな観光財源が必要である。

イ 導入する新たな観光財源

- ・ 主要な財源としては、法定外目的税としての宿泊税の導入が妥当である。
- ・ 補完する財源としては、市営駐車場の有料化及び料金改定を検討すべきである。
- ・ 寄附金・協力金についても活用を検討されたい。

ウ 出雲市における宿泊税の制度概要

主要な新財源としての宿泊税の制度概要は次のとおりとする。

課税客体	市内に所在する宿泊施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
徴収方法	宿泊事業者による特別徴収
課税標準	宿泊数
課税方式	一律定額制
税率	1 人 1 泊につき 200 円
免税点	1 人 1 泊につき 5,000 円未満の宿泊には課税しない
課税免除	対象を修学旅行に限定する
その他	・ 宿泊事業者への負担軽減措置について検討されたい ・ 入湯税における課税免除の対象を可能な限り本税と一致させることが望ましい

エ 宿泊税の使途

出雲市観光基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である。活用実績を適宜周知し、透明性を確保する必要がある。

オ 宿泊税の導入時期

宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい。その上で、徴収開始までに十分な周知を図ることを求める。

検討の過程については、「出雲市新たな観光財源検討委員会 報告書」を添え、報告いたします。